

令和6年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

令和7年1月23日（木）14：00～15：16

宇治市役所 8階 大会議室

（出席）宮本会長、森下副会長、池本委員、鈴木委員、山本委員、吉田委員、末吉委員、堀委員、井上委員、高木委員、川野委員、北村委員、玉井委員、山田委員、蘆田委員

星川部長、須原副部長、佐藤課長、堀江課長、山口副課長、渡邊係長、北係長、中川係長、大西主任

（欠席）尾島委員、関戸委員、牧野委員、三好委員

（傍聴者）1名

（報道関係）1名

1. 開会

須原副部長）本日は皆様ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただ今より「令和6年度第3回宇治市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。本日の会議は、「宇治市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要項」に基づきまして、公開の取り扱いとしておりますので、最初に皆様にご報告申し上げます。

- ・事務局より、配付資料の確認
- ・事務局より、会議の成立確認報告

2. 会長挨拶

3. 議事

（1）会議録署名人の選出について

会 長）それでは、本日の次第に沿いまして進めさせていただきます。会議録署名人の選出について、事務局からご説明をお願いします。

- ・事務局より会議録署名人の選出について説明

会 長) 特にご異議がございませんでしたら、会議録の署名人につきましては、被保険者代表の池本委員、公益代表の北村委員をお願いをさせていただきたいと思います。

(2) 令和7年度国民健康保険事業の運営について

- ・事務局より、資料1「令和7年度国民健康保険事業の運営について」に基づき説明

会 長) 事務局からの説明によりますと、京都府が示した標準保険料率に基づき設定すると、一人あたり保険料で5.63%、介護分を除く方で8.80%の改定となるということです。そして標準保険料率に設定しても0.7億円の基金繰入金が必要であり、その分を除く基金残高は3.8億円となる見込であると説明がありました。そして事務局からは、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としてきたことや、将来への負担を先送りしないよう標準保険料率に設定するという提案であったと認識しております。

委員の皆様にご意見をいただく前に、標準保険料率設定を提案される理由・背景をもう少し詳しくご説明いただけないでしょうか。ご説明を伺ったうえで委員の皆さんから意見をお聞きしたいと思います。

事務局) 標準保険料率での設定を提案させていただいた背景をご説明させていただきます。

ここで、「資料2 子ども・子育て支援制度について」に基づき説明させていただきます。子ども・子育て支援法等の一部改正が令和6年6月に行われており、その中には「子ども・子育て支援金制度の創設」というものがございます。そこには「医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する」という記載があり、国民健康保険を始めとする医療保険者は子ども・子育て支援納付金を徴収することとなっております。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入され各年度の納付金額を定めることとなり、資料に月の平均額の例示もありますが、これまでの保険料に合わせて徴収する必要があるとございます。令和8年度には、子ども・子育て支援金分の納付が始まるというのが、まず押さえていただきたい背景の1つでございます。

もう1つの背景といたしまして、1人あたりの医療費の伸び率がございます。宇治市のこれまでの平均伸び率は約2.4%であり、京都府の診療費の見込みにおいても2.93%の伸び率が示されております。こういった1人あたり医療費の伸びの背景といたしまして、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大による被保険者数の減少、また高齢化や、医療の進歩による高額新薬の増加による影響もございます。こういった医療費の増加が保険料を押し上げる要因の1つとなっております。

医療費の伸びへの対応といたしまして、市町村国保の財源についても説明させていただければと思います。先程申し上げました医療費総額の中から前期高齢者交付金を除いた50%を国・府が負担しており、残り50%を保険料等で賄っていく仕組みとなっており、医療費の上昇に伴いまして、公費負担も一定の割合が投入されていることは押さえて

いただければと思います。

また、一般会計からの繰入でございますが、令和7年度の予算想定では基金繰入分も含め約16.5億円でございます。令和5年度の決算でも約15億円の繰入を実施しております。

これらの背景を踏まえまして、再度、事務局の保険料率設定の考え方を説明させていただきますと、宇治市では平成30年度の制度改革以降、制度の趣旨に沿いまして、京都府が示す標準保険料率を基本とし、本運営協議会に諮る中で国民健康保険料を設定してきたところでございます。事務局といたしましては、将来的な見通しが大切と考えておりまして、保険料の引き下げを財源の限り行うことは、将来的な負担の増加に繋がるものであり、結果として後年度の標準保険料率との乖離を生み出すものになると考えております。

事務局といたしましては、ご説明させていただいた背景を踏まえまして、標準保険料率どおりの設定という無理のない保険料設定をしていきたいと考えております。

会 長) ありがとうございます。改めて事務局からの提案について詳細な説明をいただきました。様々な背景がある中、制度の安定を考慮し、標準保険料率どおりの設定という説明がございました。この件について、ご意見ご質問があればお願いします。

委 員) 子ども・子育て支援制度とは具体的にどのような支援を検討されているのでしょうか。

事務局) 資料2に沿って説明させていただきます。本支援金につきましては、出産・子育て応援給付金の制度化、共働き・共育を推進するための経済支援、こども誰でも通園制度、児童手当、子ども・子育て支援特例公債の償還金等に活用されることが検討されているところでございます。

委 員) もう少し具体的に、どういう支援が行われるのか教えていただけますでしょうか。

事務局) 出生率が低迷しているという日本の現状がございます。京都府においては、学生の街と言われている現状などもあり、更に低い出生率となっております。そのような現状を踏まえ、全世代から支援金を徴収することで、更なる子育て支援に向けた法改正が行われたところでございます。

具体的な支援の金額等は、現在も制度設計をされているところではありますが、例えば第3子以降の児童手当に係る支給額を月額3万円とする拡充が図られたところです。また「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」として様々な支援を計画されているところでございます。

委員) 新聞報道で、他市町村の国民健康保険料の改定率がすごく高くなっていると確認し、宇治市の状況を注視していましたが、標準保険料率どおりの設定で5.63%の改定率とのことで嬉しい思いと、なぜ違いがあるのかと疑問に思いました。また昨年の改定率が約13%でしたので、京都府から示される標準保険料率はこんなにも上下するものなのか疑問に思いました。今後もこういうことが続けば3億円の基金はすぐなくなるのではないかと思いますので、このような状況について説明いただけますでしょうか。

事務局) 当該市町村と宇治市の違いについて、説明させていただきます。当該市町村においては制度改革後、基金を取り崩すことにより保険料率を据置きとされてきましたが、財源を確保できなくなったことにより急激に高い保険料率の改定となったものと推測しております。宇治市においては、昨年度の保険料率について一定引き下げて設定はしたものの、標準保険料率に近い設定となっております。宇治市の現状で申しますと、標準保険料率と宇治市の保険料率に大きな乖離がないことが大きな違いかと思います。

もう一点、府の標準保険料率の差についてですが、医療費の見込みについて説明を受けていますのはコロナの影響などもあり、非常に変動が大きかったと伺っています。そのような中で医療費の見込みについて精査をされ令和7年度の標準保険料率を示されました。宇治市においては、標準保険料率に近い設定をしていたことにより、改定率が5.63%に収まったと考えております。今後につきまして、標準保険料率の乱高下は市町村の財政に大きく影響を与えますので、そういった見込みとならないよう京都府へ要望していきたいと考えております。

会長) 仕組みとして、保険料率を据え置くことにより、翌年度以降に標準保険料率との乖離が広がっていくということによろしいでしょうか。

事務局) 医療費が上昇している現状では、その通りでございます。

委員) 基金について質問させていただければと思います。今後の被保険者数の減少、高齢化等の影響がある中、基金残高の設定について、どれぐらい先を見据えた設定をされているのでしょうか。

事務局) まずは、予期せぬ保険料収入の減少に備えるということが必要だと考えております。保険料の決算を確認いただきますと約30億円となっております。これを10期で割りました1期分として3億円の保持を目安としているところでございます。今後、国保の広域化も検討されているところですが、具体的な目途が示されていない中では市町村で安定的に運営して必要があると考えております。今後の基金保持額について議論はあるか

と思いますが、予期せぬ減収に備え、3億を目安としている中でそれを超えていても安心できない現状かと考えております。

委員) 以前は10億円以上の基金があったわけですが、3.8億円の残高となる中で、今後プラス要素はあまりないのかと思います。基金に対して5年先、10年先まで見据えているのでしょうか。

事務局) もちろん10年後についてもしっかりと見据えていかなければならないと考えておりますが、まずは3億円という目安を保持しながら安定的な運営に努めたいと考えているところでございます。

委員) 資料1において、医療費の適正化に向けた取組を推進することが記載されており、何より健康で過ごせるまちと言うのが良いまちだと思いますが、医療費の適正化に向けた取組の中で、更なる取組を検討されていればお聞かせ願えないでしょうか。

事務局) まずは令和6年度に力を入れて取り組んでいる保健事業について説明させていただきます。宇治市の死亡割合の中で最も高い理由が、がんとなっております。そういった中でがん検診の受診率向上に向けて取り組んできたという状況がございます。そして新しい取組といたしまして、30歳35歳そして40歳代の胃がんリスク検診を実施してきました。また、京都府医師会様のご協力をいただき、50歳以上の方を対象に2年1回、胃がん内視鏡検診を受けていただけるという受診環境を整え、大変ご好評いただいているところでございます。その他につきましては、がん検診を広く知っていただくために、8月をがん検診の強化月間として広報にも取り組んできたところです。8月1日号の市政だよりについて、表紙を目に付くようなデザインにしているのですが、この中で宇治久世医師会の先生方にご協力いただき、がん検診の重要性をインタビュー記事にした特集を組んだり、がん検診に興味を持っていただけるよう、目に付くようなデザインのポスターを作成し、市内の医療機関だけでなく、金融機関とも連携しポスター掲示に取り組んできたところです。

また、宇治市では包括連携協定を結んでいる企業がございますが、生命保険会社と連携した土曜日のイベントを開催し、その中でがん検診の受付を行ったりお子様に遊んでいただけるようなブースを設置し、お父さん、お母さんにも興味を持ってもらうなど、令和6年度はがん検診の広報に力を入れて取り組んできたところです。

令和7年度も引き続き、がん検診の推進に取り組んでいきたいと考えております。

委員) 今後、医療費は上がっていくことは間違いないと考えています。がん検診に力を入れていくという話がありましたが、健康でいることが医療費を抑制することに間違いない

く繋がると考えております。80歳で20本歯が残っている方は医療費が低いというデータもありますので、検診事業を充実していただきたいですし、健康維持については答申に記載いただければと思います。

会 長) 委員の皆様ありがとうございます。保険料率について、標準保険料どおりに設定するという意見についてはいかがでしょうか。事務局案にご理解いただいたと認識させていただきます。

他にご意見ないようでしたら、まとめさせていただきます。昨年度は、後期支援分の伸び率を1/2に抑制や医療分の伸びを抑制するという措置を取られたところですが、昨年度の措置が効果を発揮しまして、今年度の後期分介護分については横ばい、減少となっており、医療分については昨年ほどではないとは言え、高い改定率を示しています。

事務局案としては、令和8年度に始まる子ども・子育て支援金の徴収が開始されることなど、今後基金を活用する場面が出てくることを想定すると、将来を見据え制度の維持安定という考え方からは、令和7年度については標準保険料率に設定することを提案されています。今後、医療費の高騰は続く想定されますし、そのような中で保険料率を引き下げることが一時的な負担軽減にはなっても、後年度に急激な保険料率の上昇を招くことに繋がってしまいます。

物価高騰など、被保険者の状況が厳しい中での改定になりますし、医療費が上がっていくことで、保険料率が上がり続けるということになると、いずれ限界が来ることも予想されます。こういった意見があったことについては、事務局でしっかりと受け止めていただきたいと思います。

将来の安定を考えると、直近では令和5年度に2.9億円の基金繰入を行ったこともありますので、一定の基金額を保持することは制度の安定だけでなく、市民の医療を守るという観点からも重要なことであると考えます。

また、医療費の適正化についても意見をいただきました。健康維持に向けた保健事業の充実と広報・啓発についてもしっかりと取り組んでいただければと存じます。

令和7年度については、各委員より様々な意見を頂戴いたしました。そういったご意見を踏まえ、そして総合的な観点から協議会としては事務局の意見について特にご異議がないということでございましたので、令和7年度については事務局案どおり標準保険料率に沿って設定するという答申案を作成いただければと思います。

事務局) 様々なご意見いただき、ありがとうございます。物価高騰もあり、5%の改定は市民生活に大きな影響を与えると考えております。令和6年度が大きな上昇となる中、令和7年度の改定率が5%だから良いということではなく、我々は5%の重みをしっかり受け止める必要があると考えております。行政として健全運営していくことが重要だと考えておりますが、ご意見いただいたように重症化予防や健康維持について保健事業をし

っかり取り組んで行くことは非常に重要だと考えております。委員の皆様からご意見をいただきながら取組を推進し、市民の健康維持に努めていきたいと考えております。

会 長) 本日の意見をまとめた上で答申案について作成し、第4回でお示しさせていただければと思います。

では、保険料率の議論は以上とし、資料1の今後の動向について事務局から説明をお願いいたします。

- ・事務局より、資料1 P12～「その他今後の動向等」について説明

4. その他

- ・事務局より、今後の日程について説明

会 長) それでは、第3回宇治市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(閉会)

会議録署名人
